

「適正な電力取引についての指針（改定案）」（新旧対照表）

改定後	現行
<p style="text-align: center;">適正な電力取引についての指針</p> <p style="text-align: center;">令和5年●月●日</p> <p style="text-align: center;">公正取引委員会 経済産業省</p>	<p style="text-align: center;">適正な電力取引についての指針</p> <p style="text-align: center;">令和5年10月18日</p> <p style="text-align: center;">公正取引委員会 経済産業省</p>
<p style="text-align: center;">適正な電力取引についての指針</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p> I (略)</p> <p> II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方</p> <p> 1 (略)</p> <p> 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p> (1) 小売電気事業者への卸供給等</p> <p> ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p> ① 発電部門と小売部門を分社化した際の常時バックアップの契約窓口</p> <p> ② <u>発電側課金の小売側への転嫁の円滑化</u></p> <p> イ (略)</p> <p> (2)～(5) (略)</p> <p> III～V (略)</p> <p>附則 本指針の適用</p> <p>市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置</p>	<p style="text-align: center;">適正な電力取引についての指針</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p> I (略)</p> <p> II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方</p> <p> 1 (略)</p> <p> 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p> (1) 小売電気事業者への卸供給等</p> <p> ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p> ○ 発電部門と小売部門を分社化した際の常時バックアップの契約窓口 (新設)</p> <p> イ (略)</p> <p> (2)～(5) (略)</p> <p> III～V (略)</p> <p>附則 本指針の適用</p> <p>市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置</p>

改定後	現行
<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</p> <p>(略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I (略)</p> <p>II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(略)</p> <p>(1) 小売電気事業者への卸供給等</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>発電側課金の導入により、従来、小売電気事業者が託送料金の形で負担していた費用の一部が発電側課金の形で発電事業者に課されるようになるため、事業者間で締結する相対契約において、発電側課金の転嫁についての事業者間の協議が円滑に実施されることが望ましい。</u></p> <p><u>なお、その詳細については、相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針（令和5年●月●日）を参考とすること。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) 小売電気事業者への卸供給等</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p>	<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</p> <p>(略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I (略)</p> <p>II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(略)</p> <p>(1) 小売電気事業者への卸供給等</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) 小売電気事業者への卸供給等</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p>

改 定 後	現 行
<p>① 発電部門と小売部門を分社化した際の常時バックアップの契約窓口</p> <p>区域において一般電気事業者であった者が発電部門と小売部門の分社化を行う等の組織再編を行った場合、常時バックアップの契約窓口は、他の小売電気事業者と直接的な競争関係にないグループ内の事業者（区域において一般電気事業者であった発電事業者、親会社等）に設置することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</p> <p>② 発電側課金の小売側への転嫁の円滑化</p> <p>事業者間で締結されている<u>相対契約には様々な契約形態が存在するが、いずれの契約形態においても、発電側課金の転嫁の在り方について誠実に協議が行われることが望ましい。</u></p> <p><u>その際、発電側課金の導入に伴って、以下のような影響が生じ得ることについて、当事者が認識した上で協議を行うことが望ましい。</u></p> <p>○ <u>発電側課金は、kW課金とkWh課金があることや、発電事業者の他市場収益（注1）が存在すること等を踏まえ、適切な転嫁方法について検討が必要になること。</u></p> <p>○ <u>発電側課金の単価等（注2）は、発電所の立地エリアによって請求額が異なること。</u></p> <p>○ <u>発電事業者によっては、複数地域で発電している場合があること。</u></p> <p><u>また、協議に当たっては、発電事業者が不当に特定の小売電気事業者を差別的に取り扱わないことや、小売電気事業者が不当に特定の発電事業者等を差別的に取り扱わないことが望ましい。</u></p> <p><u>（注1）発電側課金は相対契約の他、スポット市場、時間前市場、先渡市場、ベ一スロード市場、容量市場等において応札価格に盛り込むことが可能。</u></p> <p><u>（注2）一般送配電事業者が発電業者に請求する単価であり、地域によって異なり、一部割引制度も存在。</u></p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p>	<p>○ 発電部門と小売部門を分社化した際の常時バックアップの契約窓口</p> <p>区域において一般電気事業者であった者が発電部門と小売部門の分社化を行う等の組織再編を行った場合、常時バックアップの契約窓口は、他の小売電気事業者と直接的な競争関係にないグループ内の事業者（区域において一般電気事業者であった発電事業者、親会社等）に設置することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</p> <p>（新設）</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p>

改定後	現行
<p>①～⑦ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 卸電力市場の透明性</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ スポット市場における売り札</p> <p>スポット市場においては、シングルプライスオークション方式の下、市場支配力を行使することができる供給者（プライスメーカー）が存在しない状況を前提とすれば、市場支配力を有さない供給者（プライステイカー）にとっては余剰電力の全量（注1）を限界費用（注2）で市場供出することが利益及び約定機会を最大化する経済合理的な行動と考えられる。一方で、プライスメーカーが存在する場合、当該プライスメーカーが入札価格の引き上げ行為や売惜しみ行為により約定価格を上昇させるおそれがある。したがって、卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、スポット市場において売り札を入れる事業者は、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが望ましい。このように行動している限りにおいて当該事業者は、下記イ③における「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」に該当しないものとする。</p> <p>また、スポット市場において売り札を入れる事業者のうち、市場支配力を有する可能性の高い事業者（注3）においては、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが特に強く求められる。したがって、当該事業者がこれに反して、合理的な理由なく、限界費用に基づく価格よりも高い価格で市場に供出した場合や、余剰電力の全量を市場に供出しなかった場合においては、下記イ③における「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」に該当することが強く推認される一要素となる。</p>	<p>①～⑦ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 卸電力市場の透明性</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ スポット市場における売り札</p> <p>スポット市場においては、シングルプライスオークション方式の下、市場支配力を行使することができる供給者（プライスメーカー）が存在しない状況を前提とすれば、市場支配力を有さない供給者（プライステイカー）にとっては余剰電力の全量（注1）を限界費用（注2）で市場供出することが利益及び約定機会を最大化する経済合理的な行動と考えられる。一方で、プライスメーカーが存在する場合、当該プライスメーカーが入札価格の引き上げ行為や売惜しみ行為により約定価格を上昇させるおそれがある。したがって、卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、スポット市場において売り札を入れる事業者は、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが望ましい。このように行動している限りにおいて当該事業者は、下記イ③における「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」に該当しないものとする。</p> <p>また、スポット市場において売り札を入れる事業者のうち、市場支配力を有する可能性の高い事業者（注3）においては、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが特に強く求められる。したがって、当該事業者がこれに反して、合理的な理由なく、限界費用に基づく価格よりも高い価格で市場に供出した場合や、余剰電力の全量を市場に供出しなかった場合においては、下記イ③における「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」に該当することが強く推認される一要素となる。</p>

改定後	現行
<p>(注1) 余剰電力の全量とは、スポット市場への入札時点において算定される各コマの自社供給力から、自社想定需要（自社小売需要と他社への相対契約に基づく供給量等の合計）・予備力・入札制約をそれぞれ差し引いた残りの供給力のことをいう。</p> <p>(注2) 限界費用とは、電力を1kWh 追加的に発電する際に必要となる費用をいい、<u>燃料費等（発電側課金における kWh 課金分を含む。）</u>がこれに当たる。なお、限界費用における燃料費について、卸電力市場への入札によって燃料が消費されることで将来的な需要に対応するために追加的な燃料調達を行う必要が生じるときであって、当該価格・量での燃料の追加的な調達が合理的であると客観的に確認可能な場合には、燃料の追加的な調達費用を考慮し得る。また、限界費用の考え方について、燃料制約の発生時においては、非両立性の関係（スポット市場で約定すると他の機会では販売できないという関係）が成立することを前提とし、当該価格・量の妥当性が客観的に確認可能な場合には、将来における電力取引の価格を機会費用として考慮し得る。</p> <p>(注3) 市場支配力を有する可能性の高い事業者とは、地域間連系線のスポット市場入札時点における月別分断発生率が継続して高い連系線（具体的には、北海道本州間連系設備、東京中部間連系設備、及び、中国九州間連系線）により4区分した地理的範囲において、当該範囲における総発電容量に対して保有する発電容量（発電事業者との長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。）が20パーセントを超える、又は、当該範囲における主要な供給者（Pivotal Supplier：当該範囲の年間ピーク需要を満たすために当該供給者が保有する供給力が不可欠とされる供給者）と判定される電気事業者のことをいう。</p>	<p>(注1) 余剰電力の全量とは、スポット市場への入札時点において算定される各コマの自社供給力から、自社想定需要（自社小売需要と他社への相対契約に基づく供給量等の合計）・予備力・入札制約をそれぞれ差し引いた残りの供給力のことをいう。</p> <p>(注2) 限界費用とは、電力を1kWh 追加的に発電する際に必要となる費用をいい、<u>燃料費等</u>がこれに当たる。なお、限界費用における燃料費について、卸電力市場への入札によって燃料が消費されることで将来的な需要に対応するために追加的な燃料調達を行う必要が生じるときであって、当該価格・量での燃料の追加的な調達が合理的であると客観的に確認可能な場合には、燃料の追加的な調達費用を考慮し得る。また、限界費用の考え方について、燃料制約の発生時においては、非両立性の関係（スポット市場で約定すると他の機会では販売できないという関係）が成立することを前提とし、当該価格・量の妥当性が客観的に確認可能な場合には、将来における電力取引の価格を機会費用として考慮し得る。</p> <p>(注3) 市場支配力を有する可能性の高い事業者とは、地域間連系線のスポット市場入札時点における月別分断発生率が継続して高い連系線（具体的には、北海道本州間連系設備、東京中部間連系設備、及び、中国九州間連系線）により4区分した地理的範囲において、当該範囲における総発電容量に対して保有する発電容量（発電事業者との長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。）が20パーセントを超える、又は、当該範囲における主要な供給者（Pivotal Supplier：当該範囲の年間ピーク需要を満たすために当該供給者が保有する供給力が不可欠とされる供給者）と判定される電気事業者のことをいう。</p>
イ (略)	イ (略)
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
Ⅲ～Ⅴ (略)	Ⅲ～Ⅴ (略)
附則 本指針の適用	附則 本指針の適用

改 定 後	現 行
<p>令和5年●月●日の改定後の本指針は、同日から適用する。</p> <p>市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置</p> <p>(略)</p>	<p>令和5年10月18日の改定後の本指針は、同日から適用する。</p> <p>市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置</p> <p>(略)</p>